

公益通報処理及び公益通報者保護に関する規則

平成27年4月1日

規則第9号

改正 平成28年4月1日規則第61号
令和2年3月25日規則第11号
令和2年3月31日規則第34号
令和3年9月16日規則第3号
令和4年5月27日規則第3号
令和4年11月25日規則第11号
令和6年2月28日規則第14号
令和6年5月30日規則第2号
令和6年9月25日規則第7号
令和7年3月17日規則第36号

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 通報対応体制(第3条～第7条)
- 第3章 通報処理及び調査(第8条～第16条)
- 第4章 調査結果への対応(第17条～第19条)
- 第5章 通報者の保護及び役職員の責務(第20条～第23条)
- 第6章 雜則(第24条～第26条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)に基づき、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「機構」という。)における法令違反行為に関する第2条第1項第2号で定義する職員等からの通報の適正な処理の仕組みを定め、不正行為等の早期発見及び是正並びに通報者の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 主管部署 通報者から通報対象事実を告発された、本条第1項第2号で定義する被

通報職員等が所属し、又は通報対象事実が発生した時点で所属していた組織規程(平成27年規程第4号)第10条に定める部室等をいう。

- (2) 通報 次号で定義する職員等が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、機構又は機構の事業に従事する場合における機構の役員、職員その他の者について本条第1項第4号で定義する通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨(以下通報対象事実の行為主体を「被通報職員等」という。)を、機構、当該通報対象事実について処分若しくは勧告等をする権限を有する行政機関等、又はその者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に通報することをいう。
- (3) 通報者 次に掲げる者(以下「職員等」という。)のうち通報をした者をいう。
- ア 機構の労働者(労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者をいう。以下同じ。)又は通報の日前1年以内に労働者であった者
 - イ 機構に役務を提供する派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。)又は通報の日前1年以内に派遣労働者であった者
 - ウ 機構が他の事業者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行い、又は行っていた場合において、当該事業に従事し、又は通報の日前1年以内に従事していた労働者若しくは労働者であった者又は派遣労働者若しくは派遣労働者であった者
 - エ 法律及び法律に基づく命令に基づき機構の経営に従事している者(会計監査人を除く。以下「機構の役員」という。)
- (4) 通報対象事実 通報内容のうち、次のいずれかに該当する事実をいう。
- ア 法及び個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法律として法に掲げるもの(以下「対象法令」という。)に規定する罪の犯罪行為の事実又は法及び対象法令に規定する過料の理由とされている事実
 - イ 対象法令の規定に基づく処分に違反することが前アの事実となる場合における当該処分の理由とされている事実(当該処分の理由とされている事実が対象法令の規定に基づく他の処分に違反し、又は勧告等に従わない事実である場合における当該他の処分又は勧告等の理由とされている事実を含む。)
- (5) 従事者 通報を受け、並びに当該通報に係る通報対象事実の調査をし、及びその是正に必要な措置をとる業務(以下「通報対応業務」という。)に従事する者をいう。

- 2 前項に掲げるもののほか、この規則において使用する用語であって、法において使用する用語と同一のものは、これと同一の意義において使用するものとする。

第2章 通報対応体制

(通報・相談窓口)

第3条 機構における内部通報受付窓口を、総務部コンプライアンス推進課(以下「コンプライアンス推進課」という。)に置く。

- 2 機構は、機構における外部通報受付窓口を、機構が通報窓口の業務を委託した者に置くことができる。
- 3 内部通報受付窓口及び外部通報受付窓口(以下「通報・相談窓口」という。)は、次の各号に掲げる業務を行う。
- (1) 通報の受付及び相談に関すること。
 - (2) 通報者への連絡に関すること。
- 4 コンプライアンス推進課は、通報に関し、次の各号に掲げる業務を行う。
- (1) 公益通報審査委員会の事務に関すること。
 - (2) 主管部署その他関係する部署との連絡調整に関すること。
 - (3) 通報対象事実の存在が確認された場合の関係行政機関への連絡に関すること。
 - (4) 通報案件管理台帳の整備及び保管に関すること。
 - (5) 通報対応体制の仕組みや不利益な取扱いに関する質問及び相談に対応すること。
 - (6) 通報対応体制の定期的な評価・点検、体制の改善の事務に関すること。
 - (7) 通報・相談窓口に寄せられた通報に関する運用実績の概要開示の事務に関すること。

(従事者の指定)

第3条の2 機構は、コンプライアンス推進課の職員のうち、従事者となる職員をあらかじめ指定するものとする。

- 2 機構は、前項のほか、必要が生じた都度、個別に従事者を指定することができるものとする。

(公益通報審査委員会)

第4条 通報を適切に処理するため、機構に公益通報審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長は、理事とする。
- 4 委員は、執行役、統括役、推進役、監査室長、経営企画部長、総務部長及び理事長が委

嘱する弁護士並びに委員長が必要に応じて指名する役職員をもって構成する。

5 理事に事故があるときは、委員長の職務は執行役が代行し、執行役に事故があるときは、統括役が代行する。ただし、理事が被通報職員等の場合は、委員長の職務は監事が代行する。

(委員会の任務)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 通報された内容の事実関係に関すること。
- (2) 調査の結果に係る事実の法令違反該当性に関すること。
- (3) 通報対象事実の存在が確認された場合の是正措置及び再発防止措置に関すること。
- (4) 通報者の保護に関すること。
- (5) その他法の適切な実施のために必要な事項に関すること。

(委員会の運営)

第6条 委員長は、委員会を主宰し、会議を招集する。

2 この規則に定める事項のほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

(委員会の事務)

第7条 委員会の事務は、コンプライアンス推進課が担当する。

第3章 通報処理及び調査

(通報・相談窓口の利用者)

第8条 通報・相談窓口の利用者は、職員等とする。

(通報の受付)

第9条 職員等は、第20条第1項第2号及び第3号、同条第2項第2号及び第3号に定める場合を除き、通報・相談窓口に対して通報を行うものとする。

2 職員等は、通報・相談窓口への通報及び相談を、原則として次の各号に掲げる事項を記載した電子メール又は書面により行うものとする。ただし、必要に応じて、面談により行うことができるものとする。

- (1) 通報者の氏名、所属機関名及び連絡先
- (2) 通報の内容(行為者を含む関係者、時期、場所その他具体的行為に関すること。)
- (3) 通報対象事実行為が罪又は過料の理由として適用される法令

3 通報者が通報の到達を確認できない方法によって通報がなされた場合には、通報・相談窓口は速やかに通報者に対し通報を受け付けした旨を通知するものとする。

(受理時の報告)

第9条の2 通報・相談窓口は、通報を受け付けたときは、コンプライアンス推進課にその内容を直ちに報告する。

- 2 コンプライアンス推進課は、通報の報告を受けた場合、これを受理しなければならない。ただし、以下の場合は、これを受理しないことができる。
 - (1) 通報の内容が通報対象事実に該当しないことが明らかな場合
 - (2) 第22条第1項に定める不正の目的の通報に該当することが明らかな場合
- 3 コンプライアンス推進課は、前項により通報を受理したときは、速やかに理事、監事、執行役、統括役、推進役及び総務部長に、通報を受理した旨及びその内容を文書、口頭又は電子メールにより報告しなければならない。
- 4 前2項の報告に際しては、コンプライアンス推進課は、通報及び報告の内容が他の役職員に知られないよう必要な措置を講じなければならない。
- 5 コンプライアンス推進課は、通報された内容が通報対象事実に該当しない場合であっても、コンプライアンス、ハラスマント等機構内の他の部署の所掌に属するもので、必要と認めた場合は、当該部署に移送する。

(調査の検討)

第10条 コンプライアンス推進課は、前条第2項に基づき通報を受理したときは、速やかに委員会に送付するものとする。

- 2 委員会は、コンプライアンス推進課から送付された通報に関し、正当な理由がある場合を除いて、必要な調査を実施するものとし、調査が必要であるか否かについて、公正、公平かつ誠実に検討し、決定するものとする。
- 3 委員会は、前項の決定を理事長に報告するものとする。
- 4 コンプライアンス推進課は、第2項の規定による決定が行われたときは、通報・相談窓口を通じて速やかに通報者に通知するものとする。ただし、通報者が匿名である場合又は通知を必要としない旨意思表示した場合を除く。
- 5 前項に規定する通知は、通報・相談窓口が通報を受け付けた日から20日以内に行わなければならない。

(調査の実施)

第11条 委員会は、調査が必要であると決定したときは、速やかに調査に着手する。

- 2 委員会は、必要に応じて、主管部署その他関係する部署に報告を求めることができる。
- 3 主管部署その他関係する部署は、委員会から報告を求められた事項について速やかに事実関係を調査し、その結果を文書にとりまとめ、委員会に提出するものとする。

(調査への協力)

第12条 機構の各部署及び役職員は、委員会が行う調査に協力しなければならず、また調査を妨害する行為をしてはならない。

- 2 機構は、通報対象事実に関し、処分又は勧告等をする権限を有する機関が機構の他にある場合においては、当該他の機関と連携して調査を行い、又は措置を取る等、相互に緊密に連絡し協力する。
- 3 機構は、他の機関から、公益通報に関する調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力をを行うものとする。

(弁明の聴取及び説明責任)

第13条 委員会は、調査の過程において被通報職員等の弁明を聞くものとする。

- 2 被通報職員等は、事実関係を誠実に説明しなければならない。

(調査結果の取りまとめ及び関係者への通知)

第14条 委員会は、調査を公正、公平かつ誠実に実施し、調査結果(通報対象事象の存在が確認された場合は、是正措置及び再発防止措置を含む。)を取りまとめる。

- 2 委員会は、前項の調査結果を速やかに理事長に報告するものとする。
- 3 委員会は、通報・相談窓口を通じ、通報者、被通報職員等その他委員会が必要と認める者(以下「調査関係者」という。)に、通報対象事実の有無及びその法令違反該当性を含む調査結果を、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において通知するものとする。ただし、通報者が匿名である場合又は通知を必要としない旨意思表示した場合を除く。
- 4 調査関係者は、前項の規定により通知を受けた情報を公表し、開示又は利用してはならない。

(不服申立て及び再調査)

第15条 委員会が通知した調査結果に対し不服がある調査関係者は、通知を受けた日から10日以内に、通報・相談窓口を通じ委員会に不服を申し立てることができる。

- 2 不服申立てを受けた委員会は、不服を申し立てた者から申立ての内容を聴取し、再調査が必要であるか否かについて、公正、公平かつ誠実に検討し、決定するものとする。
- 3 委員会は、前項の決定を理事長に報告するものとする。
- 4 コンプライアンス推進課は、第2項の規定による決定が行われたときは、通報・相談窓口を通じて速やかに不服を申し立てた者に通知するものとする。
- 5 委員会は、再調査を行う場合は、第11条から第14条までの規定を準用する。

(利益相反)

第16条 通報・相談窓口及びコンプライアンス推進課の職員又は委員会の構成員が、被通報職員等又は通報された内容に関係する者として通報された場合、かかる者は通報・相談窓口及びコンプライアンス推進課における対応並びに委員会における調査に関与しないものとする。

2 理事長その他機構の役員が、被通報職員等又は通報された内容に関係する者として通報された場合、機構は、これらの者からの調査の独立性を確保する措置をとるものとする。

第4章 調査結果への対応

(是正措置)

第17条 調査の結果(不服申立てがあった場合には再調査の結果をいう。以下同じ。)、通報対象事実の存在が確認された場合には、機構は、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

2 通報・相談窓口は、前項に規定する是正措置を講じたときは、その旨を、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、遅滞なく通報者に通知するものとする。ただし、通報者が匿名である場合又は通知を必要としない旨意思表示した場合を除く。

3 理事長は、第1項に規定する是正措置及び再発防止措置が適切に機能しているかを確認し、理事長が適切に機能していないと認める場合には、改めて是正に必要な措置を取らなければならない。

(行政機関への報告)

第18条 調査の結果、通報対象事実の存在が確認された場合には、理事長は、必要に応じ通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関及び主務官庁に報告するものとする。

2 前条第1項に規定する是正措置を行ったときは、理事長は、必要に応じ通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関及び主務官庁に報告するものとする。

(法令違反者の処分)

第19条 調査の結果、通報対象事実の存在が確認された場合には、理事長は、当該行為に関与した者に対し、就業規程等に従って懲戒処分その他適切な措置をとることができる。

第5章 通報者の保護及び役職員の責務

(不利益な取扱いの禁止)

第20条 機構及び役職員は、機構が使用し、又は使用していた通報者が次の各号に掲げる

場合において当該各号に定める通報をしたことを理由として、当該通報者に対して、解雇、降格、減給、退職金の不支給、労働者派遣契約の解除、派遣労働者の交代を求めること、その他不利益な取扱いをしてはならない。

- (1) 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する場合 機構に対する通報
- (2) 通報対象事実が生じ、若しくはまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合又は通報対象事実が生じ、若しくはまさに生じようとしていると思料し、かつ、次に掲げる事項を記載した書面(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録を含む。)を提出する場合 当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関に対する通報
- ア 通報者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - イ 当該通報対象事実の内容
 - ウ 当該通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由
 - エ 当該通報対象事実について法令に基づく措置その他適当な措置がとられるべきと思料する理由
- (3) 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があり、かつ、次のいずれかに該当する場合 その者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に対する通報
- ア 前二号に定める通報をすれば解雇その他不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合
 - イ 第1号に定める通報をすれば当該通報対象事実に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる相当の理由がある場合
 - ウ 第1号に定める通報をすれば、機構が、当該通報者について知り得た事項を、当該通報者を特定させるものであることを知りながら、正当な理由なく漏らすと信ずるに足りる相当の理由がある場合
 - エ 機構から前二号に定める通報をしないことを正当な理由なく要求された場合
 - オ 通報が受け付けられた日から20日を経過しても、当該通報対象事実について、機構から調査を行う旨の通知がない場合又は機構が正当な理由がなくて調査を行わない場合
 - カ 個人の生命若しくは身体に対する危害又は個人(事業を行う場合におけるものを除

く。以下このカにおいて同じ。)の財産に対する損害(回復することができない損害又は著しく多数の個人における多額の損害であって、通報対象事実を直接の原因とするものに限る。)が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合

2 機構及び役職員は、機構の役員である通報者が次の各号に掲げる場合において当該各号に定める通報をしたことを理由として、当該通報者に対して、報酬の減額その他不利益な取扱いをしてはならない。

(1) 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する場合 機構に対する通報

(2) 次のいずれかに該当する場合 当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関等に対する通報

ア 調査是正措置(善良な管理者と同一の注意をもって行う、通報対象事実の調査及びその是正のために必要な措置をいう。次号アにおいて同じ。)をとることに努めたにもかかわらず、なお当該通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合

イ 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があり、かつ、個人の生命若しくは身体に対する危害又は個人(事業を行う場合におけるものを除く。)の財産に対する損害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合

(3) 次のいずれかに該当する場合 その者に対し通報対象事実を通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に対する通報

ア 調査是正措置をとることに努めたにもかかわらず、なお当該通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

(i) 前2号に定める通報をすれば解任、報酬の減額その他不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合

(ii) 第1号に定める通報をすれば当該通報対象事実に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる相当の理由がある場合

(iii) 機構から前2号に定める通報をしないことを正当な理由がなくて要求された場合

イ 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があり、かつ、個人の生命若しくは身体に対する危害又は個人(事業を行う場合におけるものを除く。)の財産に対する損害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合

- 3 機構は、通報者が前二項各号に定める通報をしたことを理由として不利益な取扱いを受けていないか確認するものとし、不利益な取扱いを把握した場合には、適切な救済・回復の措置をとるものとする。
- 4 機構は、通報者が第1項又は第2項に定める通報を行ったことを理由として、当該通報者に対して不利益な取扱い等を行った者がいた場合には、就業規程等に従って懲戒処分その他適切な措置をとるものとする。

(秘密保持義務)

第21条 通報・相談窓口及びコンプライアンス推進課の職員、委員会の構成員並びに調査の業務に携わる者その他通報に係る情報を知り得た者は、当該情報をこの規則で定められた通知及び報告以外の目的で公表し、開示又は利用してはならない。機構の業務から離れた後も同様とする。

- 2 通報・相談窓口及びコンプライアンス推進課の職員、委員会の構成員並びに調査の業務に携わる者その他通報に係る情報を知り得た者は、通報者を特定させる事項について、必要最低限の範囲を超えて共有してはならない。機構の業務から離れた後も同様とする。
- 3 機構の役職員は、通報者を特定した上でなければ必要性の高い調査が実施できないなどのやむを得ない場合を除き、通報者の情報に関する開示要求その他、通報者を特定しようとする行為をしてならない。
- 4 機構は、前三項の定めに違反した者に対し、就業規程等に従って懲戒処分その他適切な措置をとることができる。
- 5 機構は、第1項又は第2項に反する事実を確認した場合には、適切な救済・回復の措置をとるものとする。

(不正目的の通報の禁止)

第22条 職員等は、虚偽の通報や他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行ってはならない。

- 2 機構は、前項に規定する不正の目的の通報を行った者に対し、就業規程等に従って懲戒処分その他適切な措置をとることができる。
- 3 通報が不正の目的で行われたものであると委員会が判断したときは、当該通報を行った

者は通報者としての地位を失う。

(相談又は通報を受けた者の責務)

第23条 通報に関する相談又は通報を受けた役職員は、速やかに通報・相談窓口に連絡するとともに、委員会が行う調査等に誠実に協力するよう努めなければならない。

第6章 雜則

(職員等への教育及び周知)

第24条 機構は、職員等に対して、法及び通報対応体制について、通報対応体制を実効的に機能させるために必要な教育及び周知を行うものとする。

(従事者の教育)

第24条の2 機構は、従事者となる役職員に対して、通報対応業務に関して知り得た事項であって通報者を特定させるものの取扱いに関し、通報対応体制を実効的に機能させるために必要な教育を行うものとする。

(通報対応体制の評価点検及び運用実績の概要の開示)

第25条 機構は、通報対応体制を定期的に評価・点検し、必要に応じて体制の改善に努めるものとする。

2 機構は、通報・相談窓口に寄せられた通報に関する運用実績の概要を、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において職員等に開示する。

(規則に定めのない事項)

第26条 この規則に定めのない事項については、法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(令和3年8月20日内閣府告示第118号)その他関連法規の定めによるものとする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日規則第61号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月25日規則第11号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日規則第34号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年9月16日規則第3号)

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則(令和4年5月27日規則第3号)

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

附 則(令和4年11月25日規則第11号)

この規則は、令和4年12月1日から施行する。

附 則(令和6年2月28日規則第14号)

この規則は、令和6年2月28日から施行する。

附 則(令和6年5月30日規則第2号)

この規則は、令和6年6月1日から施行する。

附 則(令和6年9月25日規則第7号)

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

附 則(令和7年3月17日規則第36号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。